

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

令和5年(ネ)第292号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 大江千束 外

被控訴人 国

控 訴 理 由 書

【第5分冊】

2023(令和5)年3月10日

東京高等裁判所第2民事部c d係 御中

控訴人ら代理人 弁護士 上杉 崇子

弁護士 寺原真希子

弁護士 加藤 慶二

ほか

控訴人らの控訴理由は以下のとおりである。本書面では、原判決が**立法裁量**を認めたことについて反論するものである。

目次

1	はじめに	3
2	これまで立法府において同性愛者等の婚姻制度、パートナーシップ制度について真摯に検討された形跡が存在しないこと	4
	(1) 2020(令和2)年1月30日まで	4
	(2) 札幌地裁判決後～2023(令和4)年2月4日まで	5
	(3) 小括	6
3	立法府が将来にわたって議論しないことが強く推認されること	7

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

(1) はじめに	7
(2) 同性愛者等に対する差別意識の存在	7
(3) 偏見及び差別意識を代弁する国会議員及び地方議員の存在	8
(4) 小括	14
4 子に関する規定について	14
5 まとめ	16

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

1 はじめに

(1) 控訴理由書〔第1分冊〕～〔第4分冊〕で論じてきたように、本件諸規定それ自体及び本件諸規定に基づく別異取り扱いは、憲法24条1項、14条1項及び24条2項に違反するものである。

このように本件諸規定は、控訴人ら同性愛者等の婚姻の自由を侵害するとともに、不合理な別異取り扱い等をしている以上、本件諸規定の改廃に関して立法府の裁量は斟酌される余地がないか、仮に認められたとしてもその範囲は極めて狭いというべきである。「婚姻の自由を制約することの合理性が問題となる以上、その判断は、…憲法上の保障に関する法的な問題であり、民主主義的なプロセスに委ねるのがふさわしいというべき問題ではない」(最大決令和3年6月23日〔夫婦同氏制大法廷決定〕の三浦裁判官の意見)、「個人が基本的権利を主張するにあたって立法行為を待つ必要はない。…たとえ社会一般が反対し、立法府が行動を起こすことを拒否している場合であっても、個人は侵害を受けた場合、憲法上の保護を受ける権利を行使することができる(甲A100〔オーバーガフェル判決〕・246～247頁)」などと述べられているのは、憲法上の人権が侵害されている場合には、司法府は、立法府に遠慮することなく、少数者の権利を守るために違憲審査権を行使すべきであるという考えからである。

(2) そのため、本件諸規定が憲法上の権利を侵害している以上、立法裁量については、これ以上、論ずる必要はないが、原審は、「婚姻や家族に関する事項については、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における家族関係についての全体の規律を見据えた総合的な判断によって定められるべきであるから、この点に関しては立法府が合理的な立法裁量を有しているものと解される」と判示しており、立法府に、法律上同性のカップルの法的保障に関して議論を委ねることで、時代にふさわしい家族関係について結論を導くことができるとの価値判断を含んでいるように窺われる(54頁)。

しかしながら、一審原告ら準備書面でも繰り返し述べてきたように、法律上同性のカップルの法的保障の在り方に関して、立法府に検討や解決を委ねるのは不相当といわざるを得ない。なぜならば、日本では、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

法律上同性のカップルの法的保障の在り方についてこれまで立法府において具体的に議論された形跡はなく(下記2)、そして、将来にわたっても、立法府において法律上同性のカップルの法的保護の在り方に関する議論が開始される可能性が極めて低いと考えられるからである(下記3)。そこで、本書面では、2及び3においてこれらの点について述べることで、原判決が抱いたと思われる価値判断は、そもそも事実として誤りであり、立法府に議論を委ねたところで到底解決はなされず、結局のところ「人格的生存に対する重大な脅威・障害」(原判決52頁)が放置されるだけであることを述べる。

また、原判決54頁は「同性間の婚姻を導入した国においても、嫡出推定規定の適用の有無、養子縁組の可否、生殖補助医療利用の可否等について…子の福祉や生命倫理の観点からの検討、他の制度との整合性の検討等を行うことが不可避であり、この点は、第一次的には立法府の立法裁量に委ねられている」とも述べており、法律上同性のカップルに嫡出推定規定等を適用することに差しさわりがあるかのような判示をしているが、このような判示は誤りであるであることも論ずる(下記4)。

2 これまで立法府において同性愛者等の婚姻制度、パートナーシップ制度について真摯に検討された形跡が存在しないこと

(1) 2020(令和2)年1月30日まで

国会の議事録上、立法府においていわゆる「同性婚」という語句が初めて登場したのは2004(平成16)年11月17日の参議院憲法調査会での審議である。それまでは、そもそも「同性婚」という語句が登場したことすらない。「同性婚」という語句が登場した同年から、2020(令和2)年1月30日までの国会における審議状況については、すでに一審原告ら第16準備書面17頁～33頁、同第17準備書面7頁～8頁において詳述したとおりであるが、要約すれば、大要以下のとおりである。

すなわち、野党議員が政府与党に「同性婚」に関する合理的な議論・検討を求めても、2015(平成27)年2月に当時の安倍総理大臣が「極めて慎重な検討を要するものと考えております(甲A

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

258・25頁、27頁)」という答弁を行って以降、政府の閣僚は、同様の答弁に終始するようになった。野党議員に何度質問されても、「検討を要する」との答弁に終始し、実際には、同性カップルの法的保障のあり方について議論を開始する兆候はない。2019(平成31/令和元)年には当時の河井法務大臣が野党議員に同性婚に関して議論を開始すべきと水を向けられたが、「検討するか否か、そのこと自体を含めて検討が必要である」と珍妙な答弁を行い(甲A263・11頁、原告ら第16準備書面29頁参照)、検討を行う意思がないことがさらに明らかになった。

野党はその年の2019年6月に婚姻平等法案を提出したが(甲A141)、結局、審議すらなされず(甲A265、甲A246)、現在は廃案になっている。閣僚は、慎重な検討が必要であるとの答弁に徹頭徹尾終始し、結局、検討されている兆しは確認できない。

このように、政府においては、同性カップルの法的保障のあり方について、慎重な検討が必要であるとの答弁に終始し、与党は一向に検討を開始しておらず、検討を開始することに対してすら、否定的な対応を取り続けている。

(2) 札幌地裁判決後～2023(令和4)年2月4日まで

このような立法府の姿勢は、札幌地裁判決(札幌地判令和3年3月17日)が、法律上同性同士の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定について、憲法14条1項に違反するとの判決が言い渡されて以降も全く変わるところはない。また、2022(令和4)年11月30日に、原判決が、同性愛者等が特定のパートナーと家族になるための制度がないことについて違憲状態にあるとの判断を示しても、一向に立法府は議論を開始する傾向になく、挙句の果てには、2023(令和5)年2月1日、岸田総理大臣は、(他国において同性同士の婚姻を認めた場合にどのような影響があったのかについて、何らの調査もしていないにもかかわらず)同性婚を認めると「家族観や価値観、社会が変わってしまう」と答弁し(甲A614)、2023(令和5)年2月4日には、荒井首相秘書官が(同性婚を認めることに関し)「首相秘書官はみんな嫌だと言っている。認めたら、日本を捨てる人も出てくる」、(法律上同性のカップルが)「隣に

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

住んでいたら嫌だ。見るのも嫌だ」との発言もなされた(甲A553、甲A615)。

これまでの国会の議論内容は別紙のとおりであるが、地方裁判所であっても、司法府は憲法の番人であることには変わりなく、司法府が違憲判決を言い渡した意義は極めて重いといえるにもかかわらず、政府は、未だ確定前の判決であることを盾に、「極めて慎重な検討が必要である」旨の答弁を繰り返し、法律上同性のカップルの法的保障のあり方について、検討を開始しようとする兆しは一向に見えない。それどころか、(判決が言い渡されたにもかかわらず)不適切な差別発言が飛び出している。

日本では、議院内閣制が採用されているため(憲法66条3項)、政府及び国会で多数を占める与党が同性婚の導入に積極的かどうか、立法を通じた同性婚の導入の鍵となる。しかし、すでに見てきた通り、政府は依然として「同性婚」の導入について検討すらしない姿勢を示し続け、与党たる自民党が、党として政府に対し、「同性婚」に関する議論を開始するよう働きかけている形跡は一切存在しない。自民党は、野党が提出した法案に対して反対提案を提出することなく、合理的根拠なく同性婚に関する議論を拒んでいる。このような状況を踏まえれば、自民党の公式な立場としては、政府と同様、裁判所が違憲判決を言い渡した現時点でも、頑として同性婚に関して検討すらしない姿勢であることは明らかである。

(3) 小括

これまでの立法府の審議状況をみれば、歴代の内閣総理大臣、政府閣僚たちは、野党議員が繰り返し同性同士の婚姻の導入や検討を促しても、当時の安倍内閣総理大臣が検討を要すると答弁してから(2015(平成27)年2月18日)、今日にいたるまで、実に8年以上にもわたり、「わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」といった紋切り型の答弁に終始し、検討を要するとただ言うだけで結局のところ検討をしない、という状況が続いており、それを与党は容認していることになる。

そして、これは地方裁判所とはいえ、司法府が違憲判決を言い渡してもなお、全く事態は変わっていない。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

立法府は、これまで同性愛者等がパートナーと家族になる制度について全く議論を行ってこなかったのである。

3 立法府が将来にわたって議論しないことが強く推認されること

(1) はじめに

一方、性的マイノリティに関する意識調査(全国)では、2019年の調査では、同性間の婚姻制度の導入に賛成する人は全体で64.8%となっている(甲A416・2頁)。2023(令和5)年2月18日及び19日に行われた朝日新聞社による全国の世論調査でも、「同性婚」を認める方がよいとの回答は全体の72%と、多くの方が前向きな回答を行っている(甲A588)。そのため、このような世論結果からすれば、いままでは検討されなかったとしても、将来的に立法府において法律上同性のカップルの法的保障のあり方について議論が開始される可能性があるのではないか、このような反論が考えられるであろう。実際に原判決は、近年、法律上同性のカップルに婚姻を含めた法的保障を認めることに対して肯定的な世論が増加していることを理由に、法的保障の在り方の議論を立法府に委ねることは現実的でないとはいえないとしている(原判決54頁)。

しかしながら、そのような判断は失当というほかない。なぜならば、国民の中には、同性愛者等に対して強い偏見・差別感情を持っている人が一定数存在し、その意思を受けた議員が、法律上同性のカップルの法的保障のあり方の導入どころか、議論の開始すら阻んでいると考えられるからである。

将来にわたっても、立法府において、法律上同性のカップルの法的保障に関する制度設計が議論される可能性はほぼ皆無である。

(2) 同性愛者等に対する差別意識の存在

法律上同性のカップルに対しては何らかの権利保障を認めるべきであるとの意見が増えている一方で(甲416、甲A538、甲A539、甲A588)、同性愛者等に対する差別意識は国民の中に根強く存在している。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

本訴訟が提起された2019(平成31)年2月14日時点では、訴訟提起のニュースが報道されるやいなや、同ニュースに対して右記のコメントが付された(甲A254)。

- ・個人的には、大変気持ち悪いので、何処かの島に隔離してほしい(3頁)。
- ・世に出てこないでください(8頁)。
- ・生物学的に非常に気持ちが悪い。ひっそりと生きてください。キモい(6頁)。

そして、2022(令和4)年6月20日に大阪地方裁判所にて、同性同士のカップルに婚姻を認めない民法の規定及び戸籍法の規定が憲法に違反しない旨の判決が言い渡された直後にも、SNSでは下記のようなコメントが投稿された(甲A616)。

すなわち、同性カップルの法的保障のあり方について前向きな意見が世論上、高まっ

- ・同性婚なんて認めてなくてよい 見えない所でひっそり暮らしておいて欲しい 社会に出てこないで欲しいから(3頁)
- ・異性と結婚すりゃいいだけの話だろ(7頁)
- ・見せしめに同棲愛者(代理人註一ママ)を片っ端から逮捕して懲らしめるべき(9頁)
- ・当然。ホモとかキモすぎ。(10頁)
- ・ゲテモノは海外に行け!!(13頁)

ている一方で、同性愛者等に対する偏見、差別意識は、国民のなかに少数であっても、確実に、そして根強く潜んでいるといえる。

(3) 偏見及び差別意識を代弁する国会議員及び地方議員の存在

そして、この国民の中にある偏見・差別意識に呼応する議員は後を絶たない。そのような意識を共有し、代弁する政治家が依然として存在するのであり、彼ら彼女らが政権与党の中で力を持っている限り、立法府において、議論が進むことを期待することはできない。

ア これまでに、地方議員や国会議員による差別発言はコンスタントに行われてきた。下記に紹介する発言はそのような一例である。このような差別発言を行えば、大きなニュースになって大きく注目されることはもはや公知の事実であるといっているにもかかわらず、このような発言を行う議員はいなくならな

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

い。年代も性別も地域も違うにもかかわらず、一定の議員がこれまでにコンスタントに不適切発言を述べているということは、偏見・差別意識を持つ国民がいるのと同じように、偏見・差別意識をもつ議員が社会に一定数存在することを意味しており、同時に彼らの差別意識が極めて強固であるということを示すものでもある。特に、下記の渡辺愛知県議は、謝罪を行ってもなお、半年も経たずに、再び差別発言を行うに至っており、同人の差別意識はもはや、嫌悪、敵意というレベルである。そのような人物が県議会議員という重要な職務を4期にわたって担っていたのであり、強固な差別意識を持っている議員が政党又は議会には一定数存在していることを示している。また、2023(令和5)年2月4日には荒井首相秘書官が、「見るのも嫌だ」という同性愛者の存在を否定しかねない同性愛者嫌悪発言を行っているが(甲A615)、これも岸田総理大臣の真意を補足する記者会見の中でなされたものであり、政権与党の中枢にいる要人が偏見を持っていることを如実に示している。

日付	発言者	発言内容	証拠
2015/11/29	鶴指海 老名市 議 (自民)	最近のマスコミの報道は倫理観に欠けている、(中略)一例が同性愛とやらだ！生物の根底を変える異常動物だということをしっかり考えろ！ (以下、略)	甲A208
2018/8/18	杉田衆 議院議 員 (自民)	彼ら彼女ら〔LGBTのカップル〕は子供を作らない、つまり「生産性」がないのです。そこに税金を投入することが果たしていいのかどうかと公刊物上で発言。 ※なお、その後、同議員は取材において「(発言に対する信念を貫きたいと思う一方で、内閣の一員として迷惑をかけるわけにはいか	甲A208 甲A617

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

		ない」として総務政務官を辞任しており、自らの発言に対する偏見を是正することはないことを自認している。	
2021/5	築衆議院議員(自民)	LGBTの人たちをめぐって「生物学上の種の保存に反する」という趣旨の発言。	甲 A 413
2022/9	渡辺愛知県議員(自民)	Facebook 上で「同性結婚なんて気持ち悪い事は大反対!」とコメント。	甲 A 618
2023/1/24	渡辺愛知県議員(自民)	Facebook 上で「同性婚が気持ち悪いと言って何がいけないんですか」「まともな人が思うことをありのままに投稿しただけ」とコメント。	甲 A 619
2023/2/2	柳川浜松市議員(自民)	(浜松市議会の委員会において、柳川市議が市立中学校の男性教諭が男性の住むアパートに侵入して再逮捕された事件について説明された際)、「このような人はちょっと異常な性癖だよ。アパートに侵入したのを普通感覚だと女性のアパートに侵入したという感覚だと思うんだけど」と発言。	甲 A 620
2023/2/3	荒井首相秘書官	(2023年2月1日に岸田総理大臣が、野党議員から同性婚に関して質問を求められ「(同性婚を認めたら、)家族観や価値観、社会が変わってしまう」と答弁したことに関して、記者に説明を求められ、説明するなかで)荒井首相秘書官は、「(同性婚カップルが)隣に住んでいたら嫌だ。見るのも嫌だ」と発言した。同性婚	甲 A 615 甲 A 553

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

		の法制化についても、「(首相) 秘書官はみんな嫌だと言っている。認めたら、日本を捨てる人も出てくる」と発言。	
--	--	--	--

イ ほかにも、2022(令和4)年6月13日に開催された神道政治連盟国会議員懇談会の会合においては、「夫婦別姓同性婚パートナーシップLGBT一 가족と社会に関わる諸問題一」と題する冊子が配られた(甲A621)。神道政治連盟は、日本の伝統や文化を後世に正しく伝えることを目的として設立された政治団体であるが(甲A622・1頁)、同連盟と「問題意識を共有する多くの国会議員」が(甲622・5頁)、神道政治連盟国会議員懇談会を結成し、2022年(令和4年)7月末日時点で、257名の衆参国会議員が参加している(甲A622・5頁)。これは、衆議院465名、参議院245名の合計の4割に及び、故・安倍晋三元首相が会長を務めてきたこともあって(甲A623)、神道政治連盟の考え方は、国政に対して強い影響力を有していると考えられる。

上記「夫婦別姓同性婚パートナーシップLGBT一 가족と社会に関わる諸問題一」(甲A621)には、「同性愛と同性婚の真相を知る」と題する下記内容の講演記録が掲載されている。

- ・同性愛は…後天的な精神の障害、または依存症です。(23頁下段)。
- ・依存症は一度陥るとなかなかそこから抜け出すことができません。同性愛行為の快感レベルが高くてなかなか抜け出すことができないのは、ギャンブル依存症の人が沢山儲けたときの感覚が忘れられず、抜け出せないのと同じなのです(同上)。
- ・彼ら[控訴人代理人注:同性愛者等]は自分たちの内面に様々な問題を抱えていることに起因するものなのです。同性愛者の中にはアルコール中毒者が多く、健康状態が影響して短命となる傾向がある(24頁)。
- ・同性愛からの回復治療の効果が期待できる(23頁下段)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

「同性愛は人の自然な性のあり方の一つ」であり何らの障害を意味しないことは専門家の共通認識である(甲A1、甲A3・9頁)。このような科学的知見は、20世紀中葉以降実証的な研究が蓄積され、その成果が1970年代に米国心理学会、精神医学会等において専門家の共通認識として確立されたものである(甲A7の2・19頁、訴状33頁等)。

国際社会も、また日本政府も、この共通認識に立って性的指向・性自認に基づく差別解消の取り組みを進めている(甲A34及び甲A204の1、甲A115、甲A116及び117など)。アミカス意見書(甲A3)に示されているとおり、同性愛等が人間の性の自然なあり方の一つであり、「治療」は実証的な効果が確認されておらず逆に大きなリスクがあること、性的指向を意思によって変更することは困難であることは、学術研究のルールに基づく実証研究によって確立された知見である。アミカス意見書は作成主体が国際的に権威のある米国心理学会や同精神医学会等であるというだけでなく、「現在用いることができる最善の研究に依拠する」ために(甲A3の2・8頁)、「文献の引用にあたっては、その研究が用いた測定や実験の信頼性と有効性、データ収集手続と統計的解析の質を厳しく評価」すること(甲A3の2・8頁)、「あとう限り、単一の研究による知見ではなく、異なる研究において再確認された知見に基づくこととする」と書かれ(甲A3の2・8頁)、「引用する論文等は、評価の確立した、ピアレビュー(査読)を伴う学術雑誌であるが、中には、学術論文のようにピアレビューの行われないう学術書やその一部、技術的報告が引用されているが、それらが、厳格な研究方法にのっとっており、評価の確立した研究者によってなされ、かつ、現段階の科学的知見についての専門的なコンセンサスを正確に反映していることが条件となっている」と記載されており(甲A3の2・8頁)、アミカス意見書(甲A3)は精神医学・心理学など幅広い分野の科学的知見を精査して集約したものであり、学術的に極めて高い信頼性を持つものである。

ところが、議員懇談会の会合において配布された上記冊子(甲

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

A 6 2 1) の内容は、実証的科学的営為と知見も、国際社会の共通認識も無視して、同性愛者等に対する根拠の無い主張を信頼にたる根拠を何ら有さずに述べたものであり、建設的な議論とはおよそ無縁である(甲 A 6 2 4 のとおり、上記講演記録の講演者の所属大学である弘前学院大学ですら、上記冊子について疑問を投げかけている声明を出している)。

このような冊子が、立法府の4分の1の議員が所属する団体の会合で堂々と配布されたことに対しては当然多くの国民が批判の声をあげ、「冊子の内容を明確に否定してください」を求める5万筆もの署名運動につながった(甲 A 6 2 5)。しかし、それにもかかわらず、議員懇談会等が上記冊子を回収したり、上記冊子の内容の誤りを釈明することはしていない(甲 A 6 2 6)。

ウ このように、性的指向及び性自認に関して、強固な偏見や差別意識を宿す政治家が議員の中に必ず一定数存在する。差別発言を行えば、大きなニュースになるということはもはや公知の事実といってもよいにもかかわらず、そのような問題発言は繰り返される。偏見・差別意識は極めて強固であり、政権与党の中に存在するのである(ア参照)。そして、問題となった冊子(甲 A 6 2 1) が大手を振って、国会議員における勉強会で配布され、懇談会等がそれらに対して撤回ないし訂正などをしていない現状に鑑みると、このような偏見や差別意識を持った議員たちが、たとえ議員の数において少数であったとしても、自らが有する激しい嫌悪感をもとに(イ参照)、政党又は立法府における健全な議論を阻み、政府の政策決定にも強く影響を与えていることが推認される。特に2023(令和5)年2月には、国のリーダーである内閣総理大臣かつ与党総裁ですら法律上同性のカップルに対して、何らの調査をした実績がないにもかかわらず、同性婚を認めたら「社会が変わってしまう」と答弁し(甲 A 6 1 4)、その背景には性的マイノリティに対する差別意識があることが見え隠れしている。

現在の政権与党が牛耳る立法府では、これまで法律上同性のカップルにおける法的保障のあり方について、何ら議論されている形跡がないが、それは、国民の中に潜む差別感情・偏見を

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

受けて、このような偏見や差別意識を持った国会議員及び地方議員が存在するからであり、そのような議員が存在する限り、建設的な議論は今後も妨げられ続けられるというほかない。

(4) 小括

このような状況は、まさに、泉徳治元最高裁判事のいうところの「特定の宗教的、民族的、人種的少数者に向けられた立法・・・については、立法府の広範な裁量を認めることができ」ず、司法府が積極的に介在する場合の一場面にはほかならず(甲A256・71頁)、寺田補足意見がいうところの「選択肢のありようが特定の少数者の習俗に係る」場合には「民主主義的プロセスによる公正な検討への期待」が「妨げ」られると想定している一場面(平成27年12月16日夫婦同氏制大法廷判決)に他ならない。

立法府において法律上同性のカップルの法的保障のあり方について議論され、解決策が導かれることは、不可能と評して差支えなく、将来にわたって、立法府において議論されることはないであろう。すなわち、立法府に裁量を委ねたところで、結局のところ、適切な解決に資することはなく、「人格的生存に対する重大な脅威・障害」が放置されるだけである。原判決に含意されていると思われる立法府への期待は事実として誤っているというほかない。

4 子に関する規定について

(1) 原判決は、「同性間の婚姻を認める外国の立法例においても、異性間の『婚姻』と同性間の『婚姻』の法的効果に相違がある場合(又は、導入当初は相違があった場合)があり、その主なものとして嫡出推定規定の適用の有無、養子縁組の可否、生殖補助医療利用の可否等が挙げられることが認められる。」(原判決52頁)「子の福祉や生命倫理の観点からの検討、他の制度との整合性の検討等を行うことが不可避であり」とも述べ(原判決54頁)、原判決は、主に嫡出推定規定などの子に関する規定を念頭に、法律上同性のカップルに現行の婚姻制度を適用させることに関して逡巡を覚えたことが推察される。

しかしながら、同性カップルに婚姻制度が適用されるにあたって、子に関する規定は差しさわりになるものではない。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

- (2) 異性カップルが婚姻し、その夫婦が子を持つ場合には、嫡出推定規定をはじめとする子に関する規定が適用される。一方で、異性カップルが婚姻し、子を持たない場合には、婚姻制度を利用しながら、嫡出推定規定など子に関する規定が適用されないという状態になるに過ぎない。すなわち、夫婦が子を持たない場合でも、子に関する規定が適用されないというだけで、何ら問題や混乱は生じないのである。原判決は「同性愛者においても、親密な人的結合関係を築き、パートナーと共同生活を送り・・・社会の一員として生活しており、その実態は、男女の夫婦と変わるところがない」(原判決49頁)と判示する。そうであれば、子を持たない男女の夫婦と実態として変わらない、子を持たない同性カップルに婚姻を認めても、そのことによって問題は生じないと考えられる。
- (3) 次に、原判決49頁が「場合によっては子供を養育するなどして」と認定しているとおり、同性カップルが子を養育しているケースが想定される。しかし、同性カップルに嫡出推定規定、養子縁組又は生殖補助医療等の制度の適用が認められることで、何か(同性カップルに適用を認めたことによる特有の)具体的な問題・混乱が発生するとは俄かには考え難い。例えば、法律上同性カップルが養子を迎えようとした場合、それは異性カップルが養子を迎えようとする場合と同じであり、子を養育している同性カップルに婚姻を認めても、具体的な問題・混乱は発生しないといえる。
- (4) したがって、原判決が、嫡出推定規定の適用の有無、養子縁組の可否、生殖補助医療利用の可否等に関して、法律上の同性カップルに適用させることに逡巡を覚えたのは、根拠なくして漠然たる不安感を抱いたことによるものと思われ、誤りである。子に関する規定は何ら差しさわりにならず、混乱は生じないと解される。

なお、アミカス意見書(甲A3)においては「婚姻は、子どもが双方の親と法的つながりを持つことを可能とすることで、良好な親子の関係を可能とする。そして、この法的つながりが、必要な安全と継続性を提供することができる」(甲A3の2・19頁)、「婚姻が同性カップルの福祉を促進し、カップル相互の関係を強め、家庭が不安定化するリスクを減少させればさせるほど、婚姻は子どもの福祉をも増進させる」(甲A3の2・19頁)として、むしろ現行制度である婚姻制度

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

を及ぼすことの必要性が示されており、法律上の同性カップルに子に関する規定を適用させることは差しさわりになるどころか、むしろ要請されている点を付言しておく。

5 まとめ

原判決は、本件諸規定に関して、立法府に裁量を認めた。しかし、これは理論的に誤りである。

そのうえ、これまで述べてきたように、立法府に裁量を委ねても、「慎重な検討を要する」という紋切り型の答弁が繰り返され、何らの議論が開始されない現状が続くだけであって何らの法的保障がない現状を継続させるだけである。立法府に裁量を委ねることは、立法府による適切な解決を促したように一見見えても、そのようなことにはならない。

控訴理由書〔第1分冊〕～控訴理由書〔第4分冊〕において、控訴人らを含む同性愛者等が婚姻できないことによって、同人らの人権が侵害される旨を縷々述べてきた。司法府は、立法府に臆することはない。堂々と本件諸規定それ自体及び本件諸規定に基づく別異取り扱いが、憲法24条1項、14条1項及び24条2項に違反する旨の判決を下すべきである。

以上

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

(別紙)

1 2021(令和3)年3月17日

衆議院法務委員会において、串田誠一議員が、同日札幌地裁において婚姻の平等について違憲判決(札幌地裁判決)が出たことを指摘し、憲法13条との関係で同性婚を制限する公共の福祉とは何か問うたところ、小出邦夫政府参考人は、現時点で同性婚の具体的な制度の導入を検討しておらず、それが憲法24条1項に適合するかの検討もしていないと答えた。(甲A627・29～30頁)。

<p>串田誠一議員 (日本維新の会)</p>	<p>「それでは、次回、これは判決文と主張もあるので、質問通告しておきますから、これが国側の主張であるとしたら、大臣としてはこれを了解してこのような主張をしているのか、御回答いただきたいというふうに思います。</p> <p>ここの中で、憲法13条の問題があつて、これは、個々人が幸福を追求する権利は公共の福祉に反しない限りは認められるとされているんですけども、同性婚を認めないというのは幸福を追求する権利を私は制限していると思うんですが、<u>これを制限しなければならないような社会的な公共の福祉、何が害されるんですか。</u>」</p>
<p>小出邦夫政府参考人</p>	<p>「お答えいたします。憲法24条1項は、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立すると規定しております。当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは憲法上想定されていないわけでございます。</p> <p>その上で、政府といたしましては、<u>現時点において、同性婚の導入を検討していないため、具体的な制度導入を前提として、それが憲法24条1項に適合するか否かの検討もしていないところ</u>でございます。</p> <p>したがって、委員御指摘の、憲法の規定が同性婚を否定する理由となるのか否かなどについてお答えするのは困難でございます。」</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

2 2021(令和3)年3月19日

参議院予算委員会において、蓮舫議員も、札幌地裁で同性婚を認めないのは違憲との判決(札幌地裁判決)が出たことを指摘し、違憲状態を解消する手立てを取るよう内閣総理大臣に求めたが、菅義偉内閣総理大臣は状況を見守るとの以下の答弁にとどまっている。(甲A628・16頁)。

蓮舫議員 (立憲民主党)	「3月17日、同性婚を求める訴訟で、札幌地裁が同性婚を認めないのは違憲との判決を出しました。 私たちは、婚姻平等法を既に法律を出しています。 <u>是非、この違憲状態を解消する手だてを取っていただきたい、御協力いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</u> 」
菅義偉 内閣総理大臣	「他にも同趣旨の裁判が行われているんだろうというふうに思います。そういう状況でありますので、 <u>まさにそういう状況を見守るといふことでもあります。</u> 」

3 2021(令和3)年3月22日

参議院法務委員会では、山添拓議員が、札幌地裁判決の内容について、同性同士の結婚を認めず、その法的効果を受けられないのは、憲法14条が保障する法の下での平等に反し違憲だとしたものであり、法務省としてこの判決を受けて対応を検討していることはあるかと問うた(甲A629・15頁)。

これに対し、上川陽子法務大臣は、下記のとおり同判決は、確定前のものであり、他の裁判所に同種訴訟が係属していることから、まずはその判断等を注視していくとの答弁にとどまった(甲A629・15頁)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

<p>山添拓議員 (日本共産党)</p>	<p>「3月17日、同性婚を認めないのは婚姻の自由を保障する憲法に違反するとして、同性カップル三組が訴えた訴訟で札幌地裁が判決を下しました。<u>同性同士の結婚を認めず、その法的効果を受けられないのは、憲法14条が保障する法の下での平等に反し、違憲だとしたものです。</u>一斉訴訟の初めての判決であります。</p> <p><u>大臣に伺いますが、法務省としてこの判決を受けて対応を検討していることはありますか。」</u></p>
<p>上川陽子 法務大臣</p>	<p>「御指摘の判決におきましては、原告らの国に対する請求は棄却されたものの、<u>その理由中におきまして、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらも享受する法的手段を提供していないことは、その限度で憲法14条1項に違反するとの判断が示されたものと承知をしております。</u>政府といたしましては、婚姻に関する民法の規定が憲法に違反するものではないと主張してきたものでありますが、その主張が受け入れられなかったものと承知をしております。現段階では確定前の判決でございます。また、他の裁判所に同種訴訟が係属していることから、まずはその判断等を注視してまいりたいと思っております。」</p>

4 2021年(令和3年)3月23日

参議院財政金融委員会において、音喜多駿議員が、堂菌幹一政府参考人に対し、札幌地裁判決地裁を受けて、同判決を行政府の立場として本判決をどのように受け止めているのか、また、本判決の解釈として、本判決の違憲状態を解消するためには、同性婚規定が求められていると考えられるのかどうか、法務省の見解を問うた。これに対し、堂菌幹一政府参考人は、政府としては、婚姻に関する民法の規定が憲法に反するものではないとの主張が受け入れられなかったというふうに承知してい

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

るが、現段階では確定前の判決であり、また、他の裁判所に同種訴訟が係属していることから、まずはその判断等を注視していきたいと答弁した(甲A630・22～23頁)。

<p>音喜多駿 議員 (日本維 新の会)</p>	<p>「まず、本判決で違憲とされた理由が憲法第14条であったことに鑑みれば、同性パートナーと婚姻している者との間にある合理的でない区別、すなわち差別を立法府、行政府で早急に解決していく必要があると考えられます。(中略)</p> <p>いずれにしても、地裁の判決とはいえ、憲法14条という憲法の中でも特に重要な権利侵害を指摘された点は重く受け止める必要が行政府にも存在します。<u>法を運用、執行している立場であり、法律起案権もある行政府の立場として本判決をどのように受け止めているのか伺います。また、本判決の解釈として、本判決の違憲状態を解消するためには、同性婚規定、これが求められていると考えられるのかどうか、法務省の見解をお伺いいたします。</u>」</p>
<p>堂 蘭 幹 一 郎 政 府 参 考 人</p>	<p><u>「御指摘の判決におきましては、原告らの国に対する請求は棄却されたところでございますが、その理由中において、御指摘ありますように、同性愛者に対しては婚姻によって生じる法的効果の一部ですらも享受する法的手段を提供しないとしていることは、その限度で憲法14条1項に違反するという判断がされたものと承知しております。政府としては、婚姻に関する民法の規定が憲法に反するものではないと主張してきたものでございますが、その主張が受け入れられなかったというふうに承知しております。もっとも、現段階では確定前の判決であり、また、他の裁判所に同種訴訟が係属していることから、まずはその判断等を注視してまいりたいと考えているところでございます。</u>」</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

	<p>なお、この判決が どこまでの立法措置を要求しているのかという点につきましては、先ほど申し上げましたように、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらも享受する法的手段を提供しないことがと 言っておりますので、その点の解釈に委ねられるところになるかと思いますが、その点はやはり考え方が分かれ得るのではないかというふうに考えているところでございます。」</p>
--	---

このように、この時点ですでに、国は、札幌地裁判決の理由中において、同性愛者等に対しては婚姻によって生じる法的効果の一部ですらも享受する法的手段を提供しないとしていることは、その限度で憲法14条1項に違反するとの判断がされたこと、これまで国が主張していた婚姻に関する民法の規定が憲法14条に反しないという主張が受け入れられなかったことを認識している。

それにもかかわらず、国は現段階では確定前の判決であり、また、他の裁判所に同種訴訟が係属していることから、まずはその判断等を注視すると述べるばかりで、違憲状態を解消するための手立てさえ検討を始めていない。

5 2021(令和3)年3月24日

参議院予算委員会において、石川大我議員が、加藤勝信内閣官房長官に対し、婚姻の平等につき札幌地裁において違憲判決(札幌地裁判決)が出たことを指摘し同性婚の導入についても精査・検討しているかと尋ねたところ、加藤勝信国務大臣は以下の答弁にとどまり(甲A631・14~15頁)、法律上同性のカップルに対する法整備の検討開始に言及することはなかった。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

石川大我 議員 (立憲 民主党)	「婚姻の平等について質問いたします。先週の札幌地裁での違憲判決、当事者の皆さん泣いて喜んでおりました。加藤官房長官の会見も拝見をいたしました。相続や税制などの法整備の必要性を問われ、精査していると答えましたけれども、これは <u>同性婚の導入も含め、これ精査、検討するということ</u> でよろしいでしょうか。」
加藤勝 信内閣 官房長 官	「私の記者会見での発言に対して御質問がございました。その時点で札幌地裁判決の詳細は承知しておらず、その詳細については法務省等において精査する予定である旨をお答えをしたところでございます。」
石川大我 議員 (立憲 民主党)	「官房長官、違憲という判決が出ております。法務省の精査だけではなく、他省庁でも改善するところ、できるところから、改めるべきところはやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。」
加藤雅信 内閣官房 長官	「 <u>済みません、今私申し上げたのは、その地裁判決について精査するということであって、同性カップルに関する法整備の必要性について精査、検討することを申し上げたものではまずございません。</u> その上で、政府としては、婚姻に関する民法の規定が憲法に反しないものとの考えは堅持しているところでございます。 <u>現段階で確定前の判決であり、また、他の裁判所に同種訴訟が係属していることから、まずはその裁判所における判断等を注視していきたいと考えております。</u> 」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

6 2021(令和3)年3月25日

参議院予算委員会において、福山哲郎議員が、札幌地裁が違憲判決を下したこと(札幌地裁判決)につき総理大臣に意見を求めたところ、菅義偉内閣総理大臣は、札幌地裁判決は確定前のものであり、また、他の裁判所に同種訴訟が係属していることから、まずその判断等を注視すると述べるばかりで、従前の答弁を繰り返した。(甲A632・10頁)。

福山哲郎 議員 (立憲 民主党)	「総理、LGBT平等法について質問します。札幌地裁が、同性に恋愛感情や性愛といった性的指向やこのことを理由に婚姻できないことは法の下での平等、差別を禁止する憲法14条違反であると判断を下しました。恋愛感情や性愛が同性に向くか異性に向くか、性的指向が違うというだけで異なる扱いは駄目だという趣旨が最高裁 ¹ でもはっきりしました。総理はどのような評価で認識なのか、お答えください。これは総理にお伺いしたいと思います。」
菅義偉 内閣総 理大臣	<u>「御指摘の札幌地裁の判決は、これは確定前のものであり、また、他の裁判所に同種訴訟が係属していることから、まずその判断等を注視してまいりたいというふうに思います。また、御指摘の最高裁決定でありますけれども、私人間の紛争に関するものであり、現時点で詳細を把握していないため、政府として何か申し上げることは控えるべきだと思いますが、いずれにしろ、性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと考えており、政府としては、多様性が尊重され、お互いの人権や尊重を大切に、生き生きとした人生を送ることができる社会の実現、こうしたものをしっかり取り組</u>

¹ 2021年3月17日付で、最高裁は、同性カップルも事実婚の男女と同等に法的保護の対象になると判断した2020年3月4日東京高裁判決に対する上告を退け、同性カップルも婚姻に準じた関係であり法的保護の対象になると認めた決定。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

	んでいきたいと思います。」
--	---------------

この時点では、札幌地裁判決後1週間以上経って、国会において度々答弁がされているため、判決内容を精査する機会は十分にあったものといえる。それにもかかわらず、菅義偉内閣総理大臣が未だ判決の詳細を把握していないばかりか、最判令和3年3月17日を私人間の紛争に関するものであると述べたことは、国において同性同士の婚姻について真摯に対応する姿勢がないことの現れであるといえる。

7 2021(令和3)年3月26日

参議院予算委員会において、石川大我議員が、2019(平成31/令和元)年に提出している婚姻平等法案について、政府は札幌地裁判決を受け、速やかに法制度を整えるべきとの意見を述べた(甲A633・27頁~28頁)。

8 2021(令和3)年4月2日

衆議院法務委員会において、串田誠一議員が、同性婚について政府は議論が重要というが、どのような段階になったら国民の議論が成熟したと判断するのかと問うた。

これに対し、上川陽子法務大臣は、そうした議論が深く、また広くなされること注視している、法務省としては、丁寧に対応していくという形で環境整備についても図っていききたいと以下のように答えたのみで(甲A634・6頁~7頁)、具体的に、どの段階になれば、議論が成熟するのかという問いに全く答えなかった。

串田誠一 議員 (日本 維新の 会)	<u>「よく大臣は国民の議論が重要であるという答弁をされるんですが、どういう状況で具体的に行われると議論が成熟したという段階になるんですか。毎回、議論が重要であると言うんですけども、例えば、選択的夫婦別氏制度に関しても、アンケートもいろいろ取っているわけでありまして、<u>一体いつになったら国民の議論が成熟しているのかという</u></u>
--------------------------------	---

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

	<p><u>ようなことを思っている国民も多いと思うんですが、具体的にはどういうことになると成熟したと言えるのか、お聞かせください。」</u></p>
上川陽子 法務大臣	<p>「今、同性婚制度を導入すべきか否かをめぐりまして、また選択的夫婦別氏についての御指摘も含めまして、議論が成熟した状態とはどういう状態なのかという判断のことについての御質問でございます。</p> <p>これは、我が国の家族の在り方の根幹に係る、また生き方にも係る重要な問題であるということでございます。多様性と包摂性を認める社会の中でこれをどのように考えていくのかという、こうした非常に本質的な問題提起だというふうに思っております。</p> <p>いろいろな多様な意見があるということを前提にしながらも、その中で法律を決めていくわけでございますので、<u>様々な意見がやはり十分に熟していく状況というのを、これはプロセスということでございますが、それに様々な御意見を闘わせていくというか、意見を出していく、またメリット、デメリット、いろいろな観点から出していくということが重要であるというふうに思っております。国会におきましても、そうした議論が深く、また広くなされることを私としては注視しておりまして、私も国会議員の一人でありますので、私自身も考え方がございますが、それをまとめていく、また、そうした中で社会を、安定して、また平和な状態に、また幸福感の高い状態に保っていくということが極めて大事だと思いますので、拙速にすることなく、十分に熟していくプロセス、こういったことを大切にしてい</u></p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

	<p><u>きたい、こういう思いで、国民の議論が熟すというか、というふうに申し上げてきたつもりでございます。</u></p> <p><u>それぞれ、いや、もうこれで決まったんだというように思う方もいらっしゃる、いや、まだまだ議論が足りないというふうに思う方がいらっしゃるのと同じように、この問題につきましても、広く社会全体として議論していくということ、このこと自身も極めて大事だというふうに思っておりますので、法務省といたしましては、この関係する様々な御指摘に対しましては、情報も含めまして、データも含めまして、あるいはこれまでの議論の経緯も含めまして、丁寧に対応していくという形で環境整備についても図ってまいりたいというふうに思っております。」</u></p>
--	---

9 2021年(令和3年)4月15日

札幌地裁判決から約1か月後、衆議院憲法審査会において、國重徹議員が、同性婚と憲法について、以下のように札幌地裁判決に言及した上で、憲法制定時には想定されていなかった同性婚についても、真摯に議論をしていく必要があると述べた(甲A635・8頁)。

國重徹議員 (公明党)	<p>「今日は、憲法制定時には想定されていなかった課題を通し、簡潔に意見を述べたいと思います。まず、同性婚と憲法についてです。</p> <p>先月17日、札幌地裁におきまして、同性カップルに一切の法的保護を認めない民法等の規定に対し、憲法に違反するとの判決が出されました。憲法24条1項は、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立することを定めております。この規定について、多くの学説は、憲法24条1項は異性婚のみについて言及したものであり、同性婚を異性婚と同程度に保護するも</p>
----------------	---

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

のではないが、禁止するものでもない。つまり、同項は同性婚の法制化を許容していると解釈しているものと考えられます。先般の札幌地裁判決も、憲法24条1項について、多くの学説と同様、許容説に立ちました。そのため、同性婚が法制化されていない状態が直ちに24条1項に違反するものとはされておりません。

その上で、性的指向は自らの意思に関わらず決定される個人の性質であり、性別や人種などと同様、人の意思によって選択、変更できないものであることなど、様々な事実を挙げ、同性カップルに対して、婚姻によって生じる法的効果の一部すらも享受する法的手段を提供していないことは、憲法14条1項に違反するとされました。

今後、立法府において、このような憲法制定時には想定されていなかった同性婚についても、真摯に議論をしていく必要があります。我が党におきましても、先日、性的指向と性自認に関するプロジェクトチームの下、同性婚検討ワーキングチームが設置され、私とその座長に就任をいたしました。今日もこれに関する会議を開催いたしますが、議論の土台となる共通認識を確立しながら、着実に議論を進めていきたいと思っております。」

10 2021年(令和3年)4月28日

参議院憲法審査会において、石川大我議員は同性婚について、憲法13条や14条の規定を考えると、同性婚はむしろ現憲法下で要請されていると言えること、札幌地裁判決も出ており、速やかに民法を改正し、婚姻における平等、同性婚を法制化すべきと述べた(甲A636)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

石川大我議員 (立憲民主党)	「同性婚について申し上げます。 憲法24条について、同性婚制度は想定されていない、あるいは改憲しないと同性婚制度はつくりえないとの主張があります。果たしてそうでしょうか。13条、個人の尊重、幸福追求権、14条、法の下での平等を考えれば、同性婚はむしろ現憲法下で要請されていると言えます。札幌地裁では、法の下での平等に反するとの違憲判決も出ました。 <u>速やかに民法を改正し、婚姻における平等、同性婚を法制化すべきと考えます。</u> 」
-------------------	--

1 1 2021年(令和3)年5月19日

参議院憲法審査会では、平木大作議員が、憲法尊重義務を課された国会議員として、我々は基本的人権を守るための立法に誠実に取り組むことができているのかどうかという点について、同性婚を認めていない民法などの規定は違憲で差別に当たるとした札幌地裁判決を我々は重く受け止める必要があると述べた(甲A637)。

平木大作議員 (公明党)	<u>家族の在り方をめぐって近年相次いで提起される違憲訴訟は、人々の価値観が多様化し、社会が大きく変化する中、国会が時代の価値観に合った立法に取り組んでいるのかを問う国民の声であります。とりわけ、本年3月、同性婚を認めていない民法などの規定は違憲で差別に当たるとした札幌地裁の判決を我々は重く受け止める必要があります。</u>
-----------------	---

1 2 2021(令和3)年10月11日

枝野幸男衆議院議員が岸田総理大臣に対して、法律上同性のカップルによる婚姻を可能とする法制度について見解を聞いたところ、岸田総理大臣は歴代の首相と同様に慎重な検討が必要であるとの答

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

弁を繰り返した(甲A638)。

枝野幸男議員 (立憲民主党代表)	性的指向や性自認を理由とした差別を禁止するLGBT平等法の制定と、同性カップルによる婚姻を可能にする法制度の実現を目指します。担当の大臣も設けます。 これらについての総理の見解をお聞きいたします。
岸田文雄内閣総理大臣	同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えます。 また、性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと考えます。 多様性が尊重され、全ての人々が互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向け、関係大臣が連携して、しっかりと取り組んでまいります。

13 2021(令和3)年10月12日

また福山哲郎議員は、参議院本会議において、岸田総理大臣に対して、法律上同性同士の婚姻について見解を説いているが、岸田総理大臣の答弁は、これまでと同様の答弁が繰り返されるだけである(甲A639)。

なお、福山議員の質問の中で、がんで亡くなった女性として言及されているのは、青森においてレズビアン当事者として、性的マイノリティの権利擁護のために活動してきた女性であり、同性婚の法制化を望んでいたが、実現しないまま、2021(令和3)年9月30日、亡くなった方の事である(甲A640)。

福山哲郎議員 (立憲民主党)	総理は所信で、多様性が尊重される社会を目指すと言いながら、実は、あの例示の中に性自認の話やLGBTなどに全く触れていません。明らかに排除の論理が裏に隠れています。違和感を抱かざるを
-------------------	--

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

	<p>得ません。</p> <p>G 7 で性的指向や性自認による差別を禁止する法制度を整備していないのは、何と日本だけです。前国会では、オリパラ開催国でありながら、自由民主党内での合意がまとまらず、L G B T 理解増進法は潰されました。性的指向や性自認を理由とした差別の禁止に対する岸田総理の見解を伺います。</p> <p><u>報道によると、先日、同性婚の実現を求めて永田町にも足を運ばれていたある女性のがんで亡くなりました。この方は、一昨年十二月の院内集会で、この命の話はどうか急いで決めてください、私が死ぬ前にどうか頼みますと言われていたそうです。今も生活上の困難を抱えながら同性婚の裁判を闘われている原告の方々がいらっしやいます。</u></p> <p><u>総理は、一度でも同性婚やL G B T 平等法を求める集会に出席されて、当事者の話を聞かれたことがありますか。岸田総理、同性婚を実現されるおつもりがあるのですか。お伺いします。</u></p> <p>選択的夫婦別姓も、L G B T 平等法も、同性婚も、自由民主党政権では何年掛かっても実現しません。実現への最短距離は選挙で私たちが勝利することだ、そう私は確信をしています。</p>
岸田文雄内閣総理大臣	<p>所信表明演説の中では、多様性が尊重される社会、若者も高齢者も、障害のある方もない方も、男性も女性も、全ての人生きがいを感じられる社会を目指すと述べさせていただきましたが、政府としては、選択的夫婦別氏制度について、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、更なる検討を進めてまいります。</p> <p><u>性的指向や性自認を理由とした差別や同性婚についてお尋ねがありました。</u></p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

	<p><u>性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと考えます。また、同性婚に関しては、様々な意見や要望があることは承知しておりますが、その導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えております。</u></p> <p>いずれにせよ、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向け、引き続き様々な国民の声を受け止め、しっかりと取り組んでまいります。</p>
--	--

1 4 2 0 2 1 (令和3) 年 1 2 月 8 日

西村智奈美議員は、衆議院本会議にて、岸田総理大臣に同性婚の導入をするよう、岸田総理大臣に質問したが、岸田総理大臣は従前の答弁を繰り返すだけである(甲A641)

西村智奈美議員 (立憲民主党)	<p><u>同性婚制度の導入についても、「我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えます。また、性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと考えます。多様性が尊重され、全ての人々が互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向け、関係大臣が連携して、しっかりと取り組んでまいります。」と岸田総理御自身が第二百五国会で答弁されておられますが、おっしゃっていることが支離滅裂です。青森県でこの問題に取り組んでこられた方は、同性パートナーが制度として認められるように、地方でも性的マイノリティが暮らしていけるようにと、闘病中ながら声を上げ続け、今年九月三十日にお亡くなりになりました。性的指向によって結婚を認めないことは</u></p>
--------------------	--

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

	<u>不当な差別ではないのか、明確にお答えください。</u>
岸田文雄内閣総理大臣	<p>性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはなりません、同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えております。</p> <p>いずれにせよ、全ての人々が、お互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることができる、多様性が尊重される社会を実現すべく、しっかり取り組んでまいりたいと考えます。</p>

15 2022(令和4)年1月19日

小川淳也衆議院議員が本会議にて、同性婚の審議にあたっては党議拘束を行わないよう求めているが、それでも岸田総理大臣は直接の回答を控え、同時に同性婚の導入についてはこれまでと同様、慎重な検討が必要であると答えるのみである(甲A642)

小川淳也議員 (立憲民主党)	<p><u>結婚に当たって姓の統一を強制する我が国の婚姻制度は、もはや先進国に例を見ないほど、極めて家父長的、前近代的なものと言わざるを得ません。あわせて、同性婚の問題についても、そろそろ国会は答えを出さなければなりません。</u></p> <p><u>与党に反対派が多数おられることはよく承知の上で、総理に御提案です。</u></p> <p><u>夫婦別姓、同性婚など、個々の人間観、人生観、社会観、家族観に関わるような政治課題については、必ずしも党派的政治色を前面に出すことは適切でなく、かつて子供への臓器移植を議論したときと同様、例えば、各党が党議拘束を解除し、それぞれの議員の良心と良識に委ね、法案の審議並びに採決を行うことも検討に値すると思われませんが、総理のお考えをお聞きしたいと思います。</u></p>
-------------------	---

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

岸田文雄内閣総 理大臣	<p>選択的夫婦別氏制度及び同性婚に関する党議拘束についてお尋ねがありました。</p> <p>党議拘束の在り方については、これは各党で御判断すべき事柄であり、内閣総理大臣としてその点についてお答えをすることは控えたいと思います。</p> <p>選択的夫婦別氏制度の導入については、現在でも国民の間に様々な意見があることから、しっかりと議論し、より幅広い国民の理解を得る必要があると感じています。</p> <p>また、<u>同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えております。</u></p>
----------------	--

16 2022(令和4)年4月22日

古川禎久法務大臣は、衆議院法務委員会において、以下のとおりの答弁を行い、「同性婚制度を導入すべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、国民各層の意見を踏まえる必要がある」として、同性婚についていかなる場合に社会的な承認が存在していると言えるかについて具体的な答弁を避け、「国会における議論や自治体の取組等の動向を注視してまいりたい」とこの期に及んでも、単に注視していききたいと述べるに留まった(甲A643)。

本村伸子議員 (日本共産党)	<p>今日は、この国会内で第四回マリフォー国会が開催をされました。そして、東京レインボープライドも始まりました。自らの性をどう認識し、どんな性的指向を持つかは人によって違い、多様な生き方を認めることは個人の尊重の観点から重要です。そして、いつ、誰と、結婚するかしないか、性的指向にかかわらず、人生の選択はひとしく開かれなければならないものです。</p> <p>現行法では同性婚は認められていないということ</p>
-------------------	--

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

	<p>で、同性のカップルの方は互いに法定相続人にはなれず、パートナーが手術を受ける際の同意の手続も関与できない、あるいは外国人のパートナーの方が国外退去と、多くの社会生活上の不利益を受けております。</p> <p>今各地で、結婚の自由を全ての人にと訴訟が提起をされております。同性婚ができないのは、婚姻の自由や法の下での平等に反すると訴えておられます。</p> <p>与党の方が真剣にこれを聞いてくれていないということをお大変残念に思います。</p> <p>同性婚ができないのは、婚姻の自由や法の下での平等に反すると訴えられ、そして、札幌地裁の判決では、同性カップルが婚姻することができず、婚姻によって生じる法的効果を享受できないのは、性的指向、性愛の対象に基づく区別であり、性的指向は、性別、人種などと同様に人の意思によって選択、変更できないものであるから、真にやむを得ない区別でなければ、憲法十四条一項に違反をすると判断をいたしました。</p> <p>今、政府や、あるいは立法府の責任が問われているというふうに思います。全国で裁判がやられているんですけれども、その中で、被告である国の主張に私は大変驚きました。婚姻制度の目的は自然生殖の保護にあるというんです。</p> <p>改めて確認をいたしますけれども、大臣、婚姻は生殖と関係しなくても当然いいですよ。</p>
古川禎久法務大臣	<p>憲法上、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立することとされておりまして、これを受けて、民法においても、婚姻は男女間においてされることが想定されております。それは、婚姻制度の趣旨が、一般に、夫婦がその間に生まれた子供を産み育てながら共同</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

	<p>生活を送るという関係に着目して、これを保護の対象にしたものと言われていることによるものです。</p> <p>もともと、婚姻関係のように、家族法における基本的な制度については、その目的もある程度抽象的、定型的に捉えざるを得ず、また、制度を利用することができるか否かの基準は明確である必要がありますから、男女間であればよいこととしています。このため、子供を持つ予定のない男女の婚姻の場合であっても婚姻による保護の対象に含まれることとなります。</p>
本村伸子議員 (日本共産党)	<p>憲法の問題をおっしゃいましたけれども、憲法二十四条は、婚姻が両性の合意のみに基づくと書かれています。それはなぜかといいますと、当事者が望む婚姻を戸主の同意権などによって制約されないという、封建的な在り方をなくす趣旨で書かれていますのでございます。ですから、憲法学者の皆さんも、この憲法二十四条は同性婚を許容しているということを行っているわけでございます。そして、生物学的な意味の性には例外も多く含む、不安定な基準であるということも明らかになっております。</p> <p>なぜ国が、婚姻制度の目的は自然生殖の保護であるというような、それが伝統なんだということを持ち出すのか、何で人権が保障されていない時代の伝統、慣習、そういうことを持ち出すのかということで大変憤りを持っております。</p> <p><u>国の主張の中でもう一つ、同性婚は、社会的な承認が存在しているとは言い難いというふうにあります。社会的承認とは何ですか。どうしたら同性婚を認めることができるんでしょうか。どういう基準であれば社会的承認があると言えるんでしょうか。大臣、お答えください。</u></p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

古川 禎久 法務大臣	<p><u>同性婚制度を導入すべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、国民各層の意見を踏まえる必要があると考えておりまして、御指摘の点につきましては、事柄の性質上、一概にお答えすることは困難であります。</u></p> <p><u>まずは、引き続き、国会における議論や自治体の取組等の動向を注視してまいりたいと存じます。</u></p>
本村 伸子 議員 (日本共産党)	<p>そんな、明確な、はっきり答えることができない基準を持ち出さないでいただきたいと思うんですね、訴訟で。</p> <p>そもそも、差別に苦しむ方々の人権救済、人権保障に社会的承認を持ち出すことがおかしいというふうに私は思っております。また、国が結婚という制度から同性カップルを排除しているから、異性カップルと同等だという承認が得られないんです。国の責任が大きいわけです。</p> <p>そして、昨年三月の朝日新聞の世論調査、同性婚を認めるべきというふうにお答えになっている方は六五%です。そして、十八歳から二十九歳の若い世代でいいますと、八六%が同性婚を認めるべきというふうにお答えしております。社会的にもこれは合意があるというふうに私は考えております。</p> <p>LGBTQの当事者の方々が、様々な言葉や、制度がないということによって、傷つけられて自ら命を絶っている、こういう事件が実際は相次いでいるわけでございます。</p> <p>大臣は、所信表明のときに、誰もが幸せを享受できる社会にするために不断の努力をしていくんだというふうにおっしゃいました。</p> <p>共に生きる社会をつくっていくために、同性婚を認めて、人権や個人の尊厳が何よりも大切にされる</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

	社会のために、是非、大臣、同性婚を認めていただく方向で検討を今すぐ進めていただきたいということを強く求めたいというふうに思います。
--	---

17 2022(令和4)年10月5日

西村智奈美衆議院議員が本会議にて、同性婚の実現について岸田総理大臣に詰め寄るも、岸田総理大臣は、性的指向・性自認を理由とする不当な差別は許されず、政府としては共生社会の実現に取り組むと述べている一方で、同性婚については慎重な検討が必要であると答弁するだけである(甲A644)。

西村智奈美議員 (立憲民主党)	<p>包摂社会の実現について伺います。</p> <p>総理の所信表明で、新しい資本主義を支える基盤は、老若男女、障害のある方もない方も、全ての人が生きがいを感じられる多様性のある社会であると述べています。ここで多様性の全てを例示することは困難だとは思いますが、例示が極めて限定的で、多様性への認識が全く感じられません。例えば、性的指向や性自認にかかわらずなどの例示がない理由をお聞かせください。仮にまた所信表明の機会があるとなれば、少なくともこうした例示を入れていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p><u>昨年</u>の代表質問でも、<u>選択的夫婦別姓、同性婚の実現など、多様な生き方を可能とする制度の導入を求めましたが、先送りとの回答でした。これらの政策に強く反対してきたのが旧統一教会です。こうした政策判断の背景に旧統一教会と自由民主党の関係が影響していなかったか、お聞かせください。</u></p> <p><u>旧統一教会との関係を絶つというのであれば、これらの政策課題についても改めて政府・与党内で議論、検討を進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。</u></p>
--------------------	--

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

岸田文雄内閣総理大臣	<p>多様性のある社会についてお尋ねがありました。</p> <p><u>性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと考えており、政府としては、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向け、引き続き、様々な国民の声を受け止め、しっかりと取り組んでまいります。</u></p> <p>演説において多様性の内容を全てお示しすることが困難であることは御理解いただけるものと思いますが、<u>所信表明演説で述べた多様性の中には、性的指向、性自認の多様性も含まれています。</u></p> <p>また、政府の政策決定に当たっては、幅広く国民の意見や要望を聞くとともに、関係省庁、有識者、専門家、議員等の議論など様々なプロセスを経て政策を決定しており、御指摘は当たらないと考えております。</p> <p>選択的夫婦別氏制度の導入については、現在でも国民の間に様々な意見があることから、しっかりと議論をし、より幅広い国民の理解を得る必要があると感じております。</p> <p>また、<u>同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えております。</u></p>
------------	---

18 2022（令和4）年11月1日

葉梨康弘法務大臣は、2022（令和4）年11月1日、参議院法務委員会において、以下のとおりの答弁を行った。「わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」とは述べなかったものの、「同性婚も含めて、やはり家族法制に関わる問題というのは、国民的なコンセンサスと理解、この上に立ってでないとなかなか前に進むことができないということもまた御理解をいただきたいというふうに思います」と述べ、検討を進めるとい

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

った積極的な答弁は一切なかった(甲A645)。

福島みずほ議員(社民党)	<p>日本では同性婚が認められていません。札幌地方裁判所で、結婚届を出さないことによる同性愛の人たちの不利益に関して法の下での平等に反するという判決が出ております。そのとおりだと思います。異性愛の人は結婚届を出すことと出さないことの選択ができるわけですが、結婚届を出すことができない、このことによって明確に不利益を受ける。法定相続人になれない、税制の特典はありません。法律上は赤の他人です。こういう問題があります。</p> <p>この札幌地裁の判決の受け止め、お願いいたします。</p>
葉梨康弘法務大臣	<p>札幌地裁の判決、私も、せんだっても議論になりましたので見させていただきました。ただ、しかしながら、これ確定前の判決でございまして、また、大阪地裁ではまた別の判断もされているということもございまして、今、法務大臣としてここでその判決の評価をお答えするという事は差し控えをさせていただきたいと思っております。</p>
福島みずほ議員(社民党)	<p>結婚できないことは不利益を生ずる、法の下での平等に反すると思っておりますが、いかがですか。</p>
葉梨康弘法務大臣	<p>この点についても、どちらの判決の肩を持つということでもないのです、それはそれぞれの裁判体の判断ですから。今現在は、私は、同性婚というのを認める法律は日本ではございませんし、また、それについて、同性婚を認める法律がないということが法の平等に反すると、法の下での平等に反すると私どもは考えておりません。</p> <p>地裁の判断については、ちょっと、先ほど申し上げ</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

	ましたとおり、コメントする立場にはありません。
福島みずほ議員 (社民党)	<p>現行法はないけれど、法の下での平等には反しないという答弁はとても残念です。もう少し前に進んでいただきたいというふうに思います。だって、法定相続人なれないんですよ。税制の特典も何もないんですよ。赤の他人なんですよ。選択肢がない、不利益を被る、これってやっぱり不平等だと思います。</p> <p>ニュージーランドで同性婚を認めるときのニュージーランドの国会における有名な国会議員の演説があります。同性婚認めても、あなたの生活、人生、結婚に何の影響もありません。別に、同性婚を認めても、太陽が西から上がるわけでも、日照りや干ばつ、天変地異が起こるわけでもない。何も心配することはないんですよ。あなたの人生、結婚、変わらない。ただ同性婚を認めてほしいという、そのことなんですよ。</p> <p>私もそう思います。幸せになる人を増やすだけであって、ほかの人を不幸にするのではないんですよ。あなたの人生、結婚には影響ありません。どうですか。</p>
葉梨康弘法務大臣	<p>そこは、大変いろんな方から私も御意見承っているんです。私の友人も非常にそれを推進している方もいらっしゃいます。個人的にもいろんなお話を聞いています。また、いろんな意見も私その場で承っているわけですが、ただ、少なくとも、この日本の現行の法律で違憲であるというふうな判断は私どもは持っていない。つまり、憲法十四条に、この同性婚の法律がないことが憲法に違反するというふうには思っていない。ただ、いろんな意見があるということはよく私も承っています。</p>
福島みずほ議員 (社民党)	婚外子の差別撤廃、民法九百条四号ただし書が憲法十四条に反するなど、現行法を変えてきているじゃな

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

	<p>いですか、法務省は。だからこそ、法の下での平等や個人の尊重の立場で法律改正すべきだということを強く申し上げます。</p> <p>差別や偏見解消のため、法務省は性的マイノリティについて啓発をしています。その立場からも同性婚を認めるべきではないですか。</p>
葉梨康弘 法務大臣	<p>先ほど申し上げましたとおり、差別というのはあってはなりません。性的マイノリティに対する差別、これについてもあってはならないということはしっかり一生懸命、私どもも推し進めさせていただいています。</p> <p>ただ、この<u>同性婚も含めて、やはり家族法制に関わる問題</u>というのは、<u>国民的なコンセンサスと理解、この上に立ってでないとなかなか前に進むことができないということもまた御理解をいただきたいというふう</u>に思います。</p>
福島みずほ 議員 (社民党)	<p>性的マイノリティーの人に対して差別をしてはならないとおっしゃってくださいました。まさに、法律婚を認めないことは差別そのものじゃないですか。それから、そういうふうに法律婚を認めない、これは差別というか区別があっても仕方ないと思えることが、やはり差別を助長したり生きにくい社会をつくっているとと思います。人権擁護セクションを持つ法務省としては、まさに人権を促進する方向で法律改正、これに前向きになってほしいと思います。</p> <p>今ある法律が正しいんじゃないんです。法律は変えられるし、人権を促進する方向で、人の幸せを増やす方向で改正をすべきだと思います。是非、大臣、大臣のときには是非よろしくお願いします。</p>

以上